

社会福祉法人「上川会」役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人上川会の役員に報酬を支給する場合の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 理事長、理事、監事及び評議員(以下「役員」という。)については役員報酬を支給することができる。ただし、財政状況によっては、支給しない場合もある。

(報酬支給の対象となる役員の職務)

- (1) 理事長にあつては、次の専決決済事項に係わる職務とする。
- ① 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免に関すること。
 - ② 職員の労務管理・福利厚生に関すること。
 - ③ 債権の免除のうち、処分が法人に有利であると認められるもの。
その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。
 - ④ 設備資金の借入に係わる契約で予算の範囲以内のもの。
 - ⑤ 建設工事請負、物品納入等の契約で1件の取引額が250万円未満のもの。
 - ⑥ 基本財産以外の固定資産及び物品の取得及び修繕等をするための支出及び処分。
 - ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理をしても使用に耐えない物品の売却又は廃棄。
 - ⑧ 予算「大区分」の流用、予算上の支出に関すること。
 - ⑨ 利用者の処遇に関すること。
 - ⑩ 寄付の受け入れに関すること。
 - ⑪ 役員及び施設長の旅費命令及び復命に関すること。
 - ⑫ 施設長の職務専念義務の免除、服務に関すること。
 - ⑬ 各種証明書の交付に関すること。
 - ⑭ 理事会又は評議員会の招集を行うこと。
 - ⑮ その他法人の業務に関して重要と認められる事項。
- (2) 理事にあつては、次の議決事項に係わる職務とする。
- ① 事業計画及び予算。
 - ② 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄。
 - ③ 事業報告及び決算。
 - ④ 定款変更。
 - ⑤ 社会福祉施設の許認可等関係。

- ⑥ 施設長の任免その他の重要な人事。
 - ⑦ 基本財産の処分、担保提供等。
 - ⑧ 金銭の借入。
 - ⑨ 法人の経営に関する規定の制定及び変更。
 - ⑩ 施設の経営に関する規定の制定及び変更。
 - ⑪ 施設用財産に関する契約その他主要な契約。
 - ⑫ 寄付金の募集に関する事項。
 - ⑬ 合併、解散又は解散した場合における残余財産の帰属者の選定。
 - ⑭ その他法人の業務に関する重要事項。
- (3) 監事にあつては、次の監査実施に係わる職務とする。
- ① 定款第9条に規定する決算監査。
 - ② 法人の経営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に実施する監査。
 - ③ 理事の業務執行状況及び法人の財産の状況について実施する監査。
 - ④ 毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び前橋市長に報告すること。
 - ⑤ 必要があると認めるとき、理事会、評議員会に出席して意見を述べる。
- (4) 評議員にあつては、次の審議事項に係わる職務とする。
- ① 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告。
 - ② 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄。
 - ③ 定款変更。
 - ④ 合併。
 - ⑤ 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
 - ⑥ 解散した場合における残余財産の帰属者の選定。
 - ⑦ 寄付金の募集に関する事項。
 - ⑧ 施設長の任免その他重要な人事。
 - ⑨ 法人経営に関する規定の制定及び変更。
 - ⑩ 施設の経営に関する規則の制定及び変更。
 - ⑪ その他法人の業務に関する重要事項で、評議員会において必要と認める事項。

(役員報酬の額)

第4条 役員報酬は日額とし、その額は別表1に定めるところにより支給する。
ただし月の合計が20万円を超える場合は超過して支給しない。

(役員報酬の支給対象時間)

第5条 役員報酬は、決裁、議決、監査又は審議に要した時間が1日につき1時間を超える場合に限り支給するものとする。

(役員報酬の併給の禁止)

第6条 役員報酬の支給対象となる職務を行った場合、その職務につき他の役員としても報酬が支給されるときは、一の役員報酬のみを支給する。

(改正)

第7条 この規定の改正は理事会の決議により行う。

附則

この規定は、平成25年9月1日から施行する。